

## 酒類の地理的表示の指定状況

我が国においては、国税庁長官が国内で保護する単式蒸留しょうちゅう又は清酒の産地について、平成7年6月、壱岐焼酎の産地である「壱岐」、球磨焼酎の産地である「球磨」、琉球泡盛の産地である「琉球」を指定し、さらに平成17年12月には、薩摩焼酎の産地である「薩摩」、白山清酒の産地である「白山」を指定している。

産地を指定する酒類	指定産地名	産地の地域	使用基準
単式蒸留しょうちゅう	壱岐	長崎県壱岐市	米こうじ及び長崎県壱岐市の地下水（以下この欄において「壱岐の地下水」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壱岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壱岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「壱岐」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
	球磨	熊本県球磨郡人吉市	米こうじ及び球磨川の伏流水である熊本県球磨郡又は同県人吉市の地下水（以下この欄において「球磨の地下水」という。）を原料として発酵させた一次もろみに米及び球磨の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを熊本県球磨郡又は同県人吉市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「球磨」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
	琉球	沖縄県	米こうじ（黒麹菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させた一次もろみを沖縄県において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「琉球」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
	薩摩	鹿児島県 (奄美市及び大島郡を除く。)	米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
清酒	白山	石川県白山市	白米、米こうじ及び石川県白山市の地下水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、石川県白山市において発酵させ、こし、かつ、容器詰めしたものでなければ「白山」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。ただし、白米、米こうじに用いる原料米は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく農産物規格規程（昭和26年農林水産省告示第133号）に定める醸造用玄米の1等以上に格付けされたもので、かつ精米歩合70%以下のもの、こうじ米の使用割合20%以上のものに限る。酒母は、「生酏」、「山麩酏」又は「速醸酏」とし、もろみは、「増醸」、「液化仕込み」を除く。

- ・「使用基準」については、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」において定められている。
- ・単式蒸留しょうちゅうとは、酒税法第三条第十号に規定するしょうちゅうをいう。
- ・清酒とは、酒税法第三条第七号に規定する清酒をいう。